

申請は随時受付中！ ※予算額に達し次第終了

外国人材 受入企業支援事業

補助上限
20万円

企業が行う外国人材の日本語教育等の取組を支援します！

近年、苫小牧市内でも外国人材を雇用する企業が増えていますが、「言葉の壁」が外国人材活用における課題の一つとなっています。

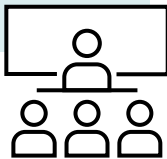
市では、外国人材の雇用や就職後の定着を促進するため、市内企業が行う外国人材の日本語能力の向上やコミュニケーションの円滑化に向けた取組を支援します。

1 補助対象事業

市内に事業所を有する個人・法人事業主が行う以下の取組が対象です。

1 日本語研修開催事業

外国人材に対し、事業所独自に日本語研修を実施する事業



2 日本語学校就学事業

外国人材を日本語学校や日本語教室に就学・受講させる事業



3 就業環境整備事業

外国人材の就労環境整備のため、業務マニュアルや事業所内の標識類の多言語化を図る事業

4 言葉の壁解消事業

外国人材とのコミュニケーションの円滑化のため、通訳や翻訳ツールを導入する取組



2 補助対象者

介護・技能・特定技能・技能実習のいずれかの在留資格に該当する外国人材を、市内事業所で雇用している（又は雇用予定の）事業者

詳細は裏面をご確認ください

3 補助金額

補助上限

1事業者につき
同年度内 **20万円**

※申請額が予算額を上回った場合、上限額どおりの交付ができない可能性がありますので、予めご了承ください。

補助率

補助対象経費の **2/3** ※1,000円未満端数切捨て

申請方法などの詳細は
本チラシの裏面または
市公式HPをご覧ください。



補助対象者

- (1) 本市に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有し、本市の市税に滞納がない事業者
- (2) 当該事業所等において、現に外国人材を雇用し、今後も継続して雇用予定の事業者又は当該年度内に新たに外国人材を雇用する具体的な計画がある事業者
- (3) 事業主又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。

交付対象経費

※以下に記載のない経費で、対象になるかわからないものがあればお問い合わせください。

① 日本語研修開催事業	講師謝金、講師旅費、テキスト代、会場費、印刷製本費、消耗品費、委託料
② 日本語学校就学事業	選考料、入学金、授業料（受講料）、設備費、教材費、アクティビティ費、保険費
③ 就業環境整備事業	翻訳費（ただし、外部に委託をするものに限る。）、印刷製本費、多言語による社内標識類の設置・改修費
④ 言葉の壁解消事業	通訳費（ただし、外部に委託をするものに限る。）、翻訳機使用料（リースの場合）、翻訳機購入費（ただし、パソコンやタブレットなど汎用性があり、目的外の使用になり得る機器を除く。）

申請方法

次の書類を苫小牧市 産業経済部 工業・雇用振興課へご提出ください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
- 市公式HPからダウンロード可能
- ④ 支援対象となる外国人材の在留カードの写し

※ 在留資格が介護・技能・特定技能・技能実習のいずれかの方が対象です。
※ 在留資格認定審査中の場合は「在留資格認定証明書申請書」の写しでも可。

- ⑤ 労働条件通知書又は雇用契約書の写し

※ 日本語で作成又は日本語が併記されたものであること。
申請書提出時点で雇用前の場合は、雇用開始後、速やかに提出してください。

活用事例



介護施設でのAI翻訳機の導入にご活用いただきました！

（利用いただいた事業所の声）

- ✓ 利用者の症状など難しい言葉を母国語で伝えることができる
- ✓ 「てにをは」の違いや難しいニュアンスの言葉を習得することに役立っている



補助金の交付決定後に実施（着手）し、令和8年度内（R9.3.31まで）に完了する事業が対象です。すでに実施済みの取組については対象となりませんので、ご注意ください。

お問い合わせ・申請先

苫小牧市 産業経済部 工業雇用政策課

[提出先] 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

[TEL] 0144-32-6436（土日・祝日を除く、平日の8:45~17:15）

[E-mail] kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp

